



# 議会だより

第110号  
**かわさき**  
平成25年5月1日発行  
福岡県川崎町



**笑顔**の写真を募集します！  
議会だよりでは、平成25年度の表紙は、いろいろな笑顔をテーマにした写真を掲載していこうと思います。  
町民のみなさんのすてきな笑顔の写真を募集します。多くの応募をお待ちしています。  
川崎町役場議会事務局まで、持参または郵送をお願いします。  
【問い合わせ】 議会事務局 ☎72-3000内線(318・319)

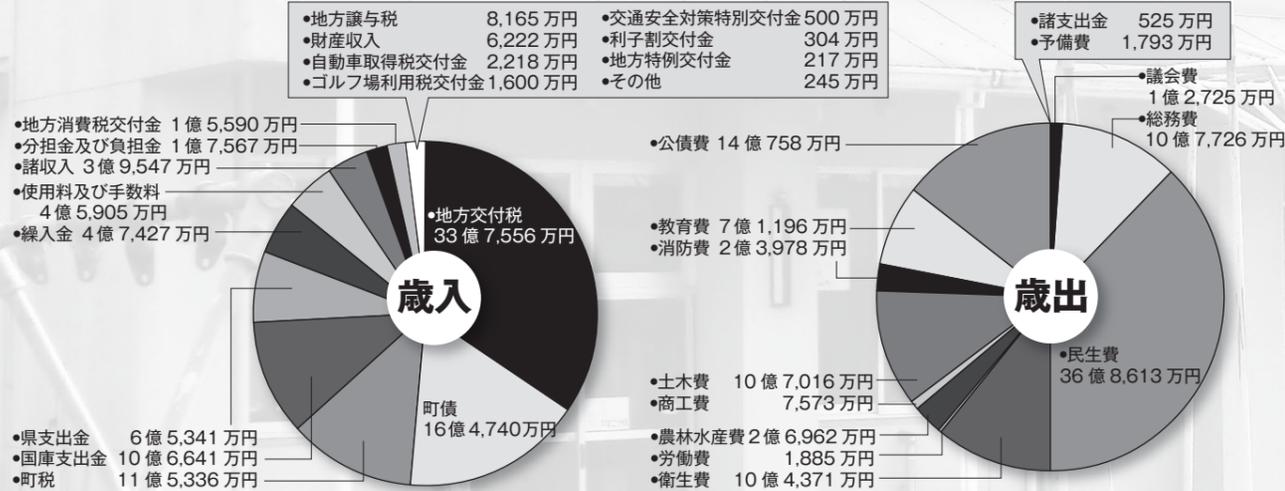
**3月**  
会 議

同和保育所は40年ぶりに建て替え 当初予算を可決 …… **2**  
野菜レストラン建設等 3月補正予算を可決 …………… **4**  
8人の議員が登壇 ～一般質問～ …………… **6**

# 同和保育所40年ぶりに建て替え

平成25年度一般会計予算の主な事業は、同和保育所の建て替え、新ごみ処理施設の建設、老朽化した町営住宅の建て替え等です。審議並びに質疑があり、討論採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

## 平成25年度一般会計予算(97億5,121万円)の内訳



- 平成25年度の主な新規事業**
- 包括支援センター事業 ..... 5,028万円
  - 同和保育所建て替え事業 ..... 4億2,858万円
  - ごみ処理施設整備事業 (環境アセス、測量・地質調査、用地購入、作付補償) ... 3億3,953万円
  - 物産センター (De. 愛) 直営・法人化に伴う経費 ..... 1億3,314万円
  - 櫛毛集会所整備工事 (工事管理、建設工事費) ..... 4,843万円
- ※金額については、千円以下を四捨五入しています。

## 条例の制定及び改正

### 新型インフルエンザ等の緊急事態に対応

**【提案理由】**  
国の特別措置法を受け、市町村においても、緊急事態宣言が発令された場合は、市町村長は直に対策本部を設置することになっており、設置にあたり事前に、新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務付けられていることから、本条例を制定しようとするものです。

### 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き

**【提案理由】**  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、川崎町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例を制定するものです。

**【条例の主な内容】**  
○一般廃棄物処理施設の設置に係る届出に際し、町長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧手続き並びに意見書の提出方法を定めることにより、利害関係を有する者に意見書を提出する機会を与えるものです。

**【主な告示内容】**  
○縦覧項目…施設の名称・施設の種別・施設の設置場所・施設で処理する一般廃棄物の種別・施設の能力・実施した生活環境影響調査の項目。  
○縦覧場所…川崎町役場  
○縦覧期間…告示の日から1ヶ月  
○意見書の提出先…川崎町役場  
○利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに町長に意見書を提出することができます。

### 環境施設整備課を新設

この条例改正は、現在、廃棄物処理施設建設担当として総務課付としていたものを、新たに環境施設整備課と名称を付して、一般廃棄物処理施設に加え、し尿処理施設の整備に関する事務を追加するものです。

## 反対討論要旨

**○櫻井議員**  
本町は、平成22年に全国に先駆けて議会基本条例を制定し、現在も議会の視察が絶えません。条例には政策決定に民意の反映というのがあります。焼却場建設に向けて、執行部が大変御苦労されている一方で、去る13日下真崎行政区長名で出された要望書にあるように、真崎の田地に建設してもらいたくない住民もおります。誘致派の意見を聞き、慎重派に耳を傾けないのは、不公平と言わざるを得ません。ここにきて田川市も本気で建設候補地を白鳥工業団地に絞りを絞り、環境が整いつつあります。焼却場建設に一刻の猶予もないというのは納得できません。議会基本条例では、3年以上の計画は議決を要するとしております。予算執行が先行し、計画議決をしないとか、後回しとかの条例無視は、議会の自殺行為であります。

**○樋口議員**  
私たちが納めている貴重な税金が、最悪で10億円ほど、20年間にかけて、負担が増えるという試算をいたしました。白鳥工業団地が、実現に向けて踏み出している今、川崎町もその方向に舵を切るか、一旦そこに止まって様子を見るということは、税金の無駄を避けるため、大変重要な時期に来ているのではないのでしょうか。町民全体で、議会で、行政執行部も含めて、しっかりと考えていただきたいための時間的余裕が欲しいのです。

## 賛成討論要旨

**○掛橋議員**  
25年度3月議会に計上された一般会計約97億5,000万円の中身について精査したところ、老朽化した町営住宅の建て替えや戸山原古墳公園の整備、同和保育所の建て替え、中でも反対意見が出ている新ごみ処理施設の建設を行うための環境調査費など、どれも町民の安心、安全の生活確保に必要な不可欠な予算であるという結論に達しました。ごみ処理施設について明確な対案もなく、反対ばかり言う方の意見は理解できません。よって、原案に賛成です。

**○繁永議員**  
本25年度の予算は、環境福祉や住民の生活を守るための盛りだくさんの要素が含まれており、また、反対の意見を述べている方々の中には、伊藤市長が選挙公約で掲げて、白鳥工業団地内で焼却場を建設しないという反対運動を起こしているときにも、白鳥では建設反対だということで参加していたメンバーが入っています。このような背景から照らし合わせて考えますと、この方々は反対のための反対だけで、後付けて理由をつけて、議会や執行部を困らせているだけじゃないかという認識であります。このような理由から、私は原案に賛成です。

して総務課付としていたものを、新たに環境施設整備課と名称を付して、一般廃棄物処理施設に加え、し尿処理施設の整備に関する事務を追加するものです。

### 職員定数を256人に

平成25年度の職員新規採用に伴い、現在246人の定数を、256人に改めるものです。

### 町営住宅の入居基準を緩和

- 公営住宅**
- ①本来階層（一般世帯）の収入基準は、現行（158,000円以下）を維持する。
  - ②裁量階層（高齢者・障害者等の世帯）の収入基準は、現行（214,000円以下）を維持する。
  - ③裁量階層の入居対象者については、住宅面から子育てを支援するため、新婚世帯、中学生以下の子供のいる子育て世帯を追加。

### 改良住宅

本来階層（114,000円以下）及び裁量階層（139,000円以下）の収入基準を、いずれも158,000円以下に引き上げる。新しい入居基準は平成25年4月1日から適用されます。

## 計画の策定

### 環境浄化に向け、「生活排水基本計画」を策定

**【提案理由】**  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長期的、総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため川崎町生活排水処理基本計画を策定するものです。現在の合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の拡充により、合併処理浄化槽への転換促進をより一層進めます。

# 野菜レストラン建設費、上豊州団地改善など 3月補正予算可決

## 一般会計

補正額は3億5,057万円で、  
総額は107億2,644万円となりました。  
歳入の主なものは国と県の補助金が合わせて  
1億3,817万円、町債が1億7,730万円、  
諸収入が3,510万円です。

### 歳出の主なものは

- ふくしまつりの追加経費50万円  
風船、看板、新聞広告の経費増に伴う社会福祉協議会運営費交付金の増。
- 田川地区清掃施設組合経費の減△2,568万円  
清掃施設組合特別会計負担金における委託料の執行残と、同組合の解散による精算に伴う減額。
- 野菜レストラン建設費1億2,580万円  
25年度に計画していたが、国の補助制度で有利なものがあり、24年度に前倒して計画しました。設計費1,200万円、建設工事費1億830万円等。  
財源の内訳は、県補助金5,125万円、町債7,120万円です。
- 上豊州団地改善事業2億7,580万円  
設計委託料580万円、改善工事費（屋根及び外壁）2億7,000万円。  
財源の内訳は、国庫補助金1億3,790万円、町債1億3,790万円です。
- 上真崎団地建て替え3,279万円  
建設工事費(12戸)等1億2,626万円の増と、住宅関連の整備に要する経費9,347万円の減。

## 国民健康保険特別会計

補正額は4,358万円で、  
総額は28億8,312万円となりました。  
歳入の主なものは国と県の補助金が  
合わせて502万円、繰入金△1,268万円、  
諸収入が5,125万円です。

### 歳出の主なものは

- 高額療養費負担金の増1,000万円  
入院件数の増加による増額。
- 過年度国庫補助金返還金の増3,358万円  
平成23年度療養給付費負担金等の確定による返還金の増。

## 水道事業会計

補正額は△240万円の減額で、  
総額は4億2,769万円となりました。

### 歳出減額の主なものは

- 水道管路管理システムリース料の減△240万円  
システムを翌年度に実施する事による経費の減

※金額については、千円以下を四捨五入しています。



## 平24年度 第9回定例会(3月会議) 議案一覧と賛否結果

議案番号	案件名	賛否の結果															
		小松	谷口	有田	西山	千山	樋口	千住	大谷	櫻井	伊藤	掛橋	繁永	北代	瓜野	中野	奈木
議案第47号	平成25年度川崎町一般会計予算について	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	川崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について	(可決) 簡易表決															
議案第28号	川崎町課設置条例の一部を改正する条例について	(可決) 簡易表決															
議案第29号	川崎町職員定数条例の一部を改正する条例について	(適任) 簡易表決															
議案第30号	川崎町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	(適任) 簡易表決															
議案第31号	田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について	(可決) 簡易表決															
議案第32号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	(可決) 簡易表決															
議案第33号	川崎町生活排水処理基本計画について	(可決) 簡易表決															
議案第34号	川崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	(可決) 簡易表決															
議案第35号	川崎町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	(可決) 簡易表決															
議案第36号	川崎町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	(可決) 簡易表決															
議案第37号	川崎町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について	(可決) 簡易表決															
議案第38号	川崎町道路標識の寸法に関する条例の制定について	(可決) 簡易表決															
議案第39号	川崎町道路構造の基準に関する条例の制定について	(可決) 簡易表決															
議案第40号	川崎町営住宅等整備基準条例の制定について	(適任) 簡易表決															
議案第41号	川崎町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	(適任) 簡易表決															
議案第42号	川崎町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の制定について	(可決) 簡易表決															
議案第43号	川崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	(可決) 簡易表決															
議案第44号	平成24年度川崎町一般会計補正予算(第7号)について	(可決) 簡易表決															
議案第45号	平成24年度川崎町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)について	(可決) 簡易表決															
議案第46号	平成24年度川崎町水道事業会計補正予算(第4号)について	(可決) 簡易表決															
議案第48号	平成25年度川崎町学校給食センター特別会計予算について	(可決) 簡易表決															
議案第49号	平成25年度川崎町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	(可決) 簡易表決															
議案第50号	平成25年度川崎町国民健康保険事業勘定特別会計予算について	(可決) 簡易表決															
議案第51号	平成25年度川崎町後期高齢者医療特別会計予算について	(可決) 簡易表決															
議案第52号	平成25年度川崎町水道事業会計予算について	(可決) 簡易表決															

賛否表の表示は、○賛成、●反対、Ⓔ欠席、Ⓕ退席となっています。  
※簡易表決とは…あらかじめ議員全員の賛成が見込まれる場合に、議長が賛成者の起立を求めず「異議ありませんか」と諮ることにより可否を問う採決方法です。

# 第8回 定例会

2月12日再開

## 議会運営に関する 条例の改正等

### 【議会運営委員会提出議案】

平成24年9月5日、地方自治法が一部改正、公布されたことに伴い、川崎町議会の議会運営に関する条例、規則及び要綱の改正等について、議会運営委員会から提起され原案どおり可決しました。その概要は次のとおりです。

### 1. 「通年の会期」の採用に伴う改正

今回の自治法改正で議会の会期を定例会、臨時会とせず「通年の会期」とすることができることになりました。本町議会は議会基本条例の制定に伴い、平成23年6月より「通年議会制」を導入しており「通年議会」と表現しておりましたが、これを「通年の会期」と表現することとします。

また、「通年の会期」とした場合、条例で会期を4月1日から翌年3月31日と定めることによって、これまでどおり4月1日に町長が議会を招集したものとみなされることとなります。町長に議会を招集していただくのは、選挙後の最初の議会のみとなります。

従って、条例、規則等について廃止、一部改正及び新規制定することとします。

### 2. 常任委員の選任方法の改正

今回の自治法改正により、委員会委員の選任方法、在任期間等については地方自治法に規定せず、条例に委任することとなりました。

本町議会では委員の選任方法については、これまでどおり「議長が議会に諮って指名する」とし、議長が常任委員会に所属しないとの慣例と併せて、このたび「川崎町議会委員会条例」に規定することとしました。

### 3. 本会議での公聴会の開催、参考人の招致に関する改正

今回の法改正により、公聴会及び参考人制度の活用が委員会だけでなく、本会議においても可能となりました。従って、「川崎町議会基本条例」の一部を改正し、

併せて「川崎町議会会議規則」に本会議での公聴会及び参考人制度の規定を追加することとしました。

### 4. 議会報告会実施要綱の改正

これまで過去5年間議会報告会を実施してきた結果をふまえ、議会報告会の実施箇所数、実施場所、日程及び体制について、とくに限定せず必要に応じ柔軟に対応することとし、「川崎町議会報告会実施要綱」の一部を改正することとします。

### 5. 条例改正等の施行日

以上の条例改正等議案が3月会議に委員会提案され可決されましたので、公布の日(平成25年2月14日)から施行します。



瓜野かをり 議員

**Q 平成24年度補正予算の活用を**

**A 元気臨時交付金を有効活用する**

【問】 国の平成24年度補正予算が2月26日賛成多数で成立しました。

アベノミクスの主な柱となるのが、景気、経済対策が中心です。①復興、災害対策②成長による負の喪失③暮らしの安心と地域の活性化の、三つの重点分野で力強い経済再生への政策を総動員すると言っています。

公共事業では、道路の老朽化対策など早期に執行可能な工事に重点を置いている。この政策は、公明党が主張してきた防災、減災、ニューディールを踏まえ、高度成長期に建設されたトンネルや橋梁、道路のインフラの総点検に合わせ、老朽化対策を推進すると共に、公共投資に対する地方負担を軽減するための交付金の創設が盛り込まれています。

本町でも老朽化した橋やゲリラ豪雨による河川の氾濫、法面の崩壊等が想定される箇所が数多くあると考えていますので、暮らしの安心と地域の活性化事業を活用して、総点検を実施してはと思います。

【答】小田町長 昨年暮れに自公

連立による安倍内閣が誕生しました。川崎町では、長寿寿命計画を議会で議決していただきました。平成24年度から大峰団地、豊州団地の建て替え等を実施しますが、安倍政権の補正予算でお願いしました。

また、平成25年度予定していた上真崎団地建て替え、野菜レストラン、上豊州団地の改善工事も、地域の元気臨時交付金制度を活用することで、町の負担の八割以上が元気交付金で対応できる見通しです。本町では、過疎事業という制度もあります。事業を実施すれば、町の負担があります。

しかし、野菜レストラン事業で、農水省の補助制度と元気交付金制度に合せ、過疎事業制度を活用すれば、数千万程度の黒字も考えられます。平成25年度以降も、この制度を活用すれば、橋の架け替え、道路や住宅などの町の計画もスピードアップできます。今後も各制度を活用して経費節減に努めていきます。

**Q 補聴器購入に補助金を**

**A 前向きに検討し対応したい**

【問】 補聴器購入は、健康保険や生命保険では補聴器は支給されません。障がい者自立支援法により耳の障がい者手帳を保有している方には難聴の程度によって、補聴器や日常生活用具の支給を受ける制度があります。

しかし、対象外の場合は、全額自己負担となります。十八歳未満の難聴児で医師の診断を受け、補

聴器が必要と診断書があれば購入時に助成することで、安心して生活できます。町長の考えをお尋ねします。

【答】小田町長 自立支援法によって手帳を持っていれば、支給対象になりますが、手帳を持っていない人が問題です。今後調査して前向きに検討し実施したい。



**Q 生活困窮者の支援**

**A 積極的に支援をしたい**

【問】 生活困窮者の方や低所得の皆さんに、生活訓練、社会訓練や生活保護家庭の子供への学習支援、特に就労の場を提供するなど、きめ細かな施策が急務と考えていますが、町長の考えをお尋ねします。

【答】小田町長 生活保護者の方や低所得の皆さんを支援する必要があります。本町でも、企業誘致や様々な事業を実施し、生活保護者の方や低所得者の皆さんに対して積極的に支援すべきと思います。



千葉加代子 議員

**Q PM2.5の注意喚起を防災無線で**

**A 注意喚起をやっていききたい**

【問】 PM2.5は大気中を漂う物質のうち直径2.5マイクロメートル以下の特に小さな粒子で、吸い込めば、肺の奥や血管に入り、喘息や心疾患などのリスクを高めるといわれています。環境省は、年平均で大気1立方メートル当たり15μg(マイクログラム)以下、1日平均で35μg以下と決めています。川崎町の現状は、把握されていますか。

【答】小田町長 県下20ヶ所に測定地点を設け、田川地区は田川市役所に設置され70μgを超える日は、通報があるシステムで町も常時監視しています。

【問】 春先は、偏西風が強まり数値がかなり上がってくるし、田川でも70μgを超える高い数値が出ています。呼吸器系や循環器系の疾患がある方、高齢者、子ども達では、70μg以下でも健康に影響があるのではないかとされています。今後、数値を調べていただき、防災無線で注意喚起していただきたい。

【答】小田町長 県下全体の情報が県庁に入るので、それを注視しながら70μgを超えなくても場合によって注意喚起していききたい。

**Q 組合立中学校の概要を知りたい**

**A 具体的に何もわからない**

【問】 マスコミ報道が先行して、

具体的な内容がわからないので教えてください。

【答】小田町長 田川地域の学力が全国で最も低いので、その対策として中高一貫校を作ったかどうかという発想のもとで、その前提として、田川市郡一部事務組合で中学校の設立をし、高校(田川、西田川、東鷹)と合同で中高一貫校にし、できれば県立の学校にしたいという構想ですが、まだ準備の段階で、県も準備委員会も具体的に何もわかっていません。

【問】 義務教育の目的は国民が共通に身につけるべき公教育の基礎の部分で、誰でもが等しく享受するように制度的に保障するものです。

通常、過疎化の進んだ自治体が、そこだけでは出来ず組合で設置していると思います。今回、新聞には優秀な人材の流出に歯止めをかけると書いていましたが、中高一貫の有名私立を受験する子ども達が、田川の組合立の中学校に来るのでしょうか。

公的な義務教育として、児童を選別する組合立の中学校はなじまないと思うし、それぞれの中学校の教育環境を充実させる方が、地元貢献する人材を確保する事になるのではないのでしょうか。

フィンランドは、世界の学力上位国で各国から視察に来ています。『私たちは一部のエリートを育てる事はしない。理解できない子を何段階も手助けしてできるようにしている。子ども達は、理解できるまで学ぶ権利があるといつも話す』と言われました。

新聞報道によると16年開校予定となっています。田川地区の自治体は、厳しい財政状況です。建設、教職員の確保、運営資金等どうなるのでしょうか。優秀な人材の流出に歯止めをかけるには田川地区の

活性化と働く場所の確保が必要だと思えます。町長のご意見を聞かせて下さい。

【答】小田町長 準備会で今から議論して、町子ども達にとって本当にいい事であれば参加したらいいし、懸念されるならやめたらいい。これからの段階です。



**Q 給食はマーガリンからバターへ**

**A ジャムへの切り替えを検討**

【問】 米飯が3日、パン等が2日となっていますが、パン食の場合、マーガリンを使用しているのでしょうか。

【答】松本教育長 月に1回程度使用しています。

【問】 マーガリンは、植物油から溶剤抽出法で抽出されたトランス脂肪酸を含む油で自然界には存在しないものです。悪玉コレステロールを増やし、癌、高血圧、心疾患の健康被害をもたらすということです。

以前は、植物性のマーガリンが健康に良いと言われていましたが、現在、多くの国が規制しています。まず学校給食からバターに切り替えていただけませんか。

【答】松本教育長 1人用のバターは、品薄で入手困難であるし、固くてぬりにくいのでジャム等に切り替えを検討してみます。

**Q 役場周辺の駐車場の確保は**

**A もう少し待ってほしい**

【問】 駐車スペースがなく、困っています。取り組みはされていますか。

【答】小田町長 昨年10月から検討に入って25年の早い時期に成果をみると思っています。



伊藤英明 議員

**Q** 農産物直売所「De・愛」の今後の運営方針は

**A** 「De・愛」は現在指定管理者制度で運営中であるが、その期限切れに伴い元の町直営に戻し、いずれ株式会社化する

**問** 「De・愛」に「野菜レストラン」を建設する計画については、2月定例会において議案として提起され説明を受けたが、現行の指定管理者制度を任期切れに伴い廃止して町直営化し、いつれ株式会社化する方針であることを、地元にて風評として聞いています。

まず「De・愛」に関する運営についての町長の基本構想についてお尋ねします。

**答** 小田町長 田川農協川崎支所に農産物の「ふれあい市」があったが、もっと町内の農産物を増やしたいとの観点から、平成15年に直売所「De・愛」を設置しました。町直営で運営していたが、平成22年4月から議会の議決を経て指定管理者制度となり今日に至っています。その指定管理者制度の期限切れに合わせて、元々の町直営に戻し「野菜レストラン」の建設時に併せて、近隣の物産館で運営しているように、加工所も含めて株式会社を設立しようとするものです。

**問** 運営方針を変更するという事はそれなりのメリットがあると考えます。まず、町の財政上のメリットが見込めるのか。あるいは生産者の立場でどういうメリッ

トがあるのか伺います。

また、直営化のあと株式会社化するとのことであるが、生産者そして利用者、町民にとってどのような変化を生むのか、その辺についてご説明いただければと思います。

**答** 小田町長 当初「De・愛」と加工所を設置するために約1億円をかけましたが、1か月1万円の家賃で運営してきたので町としての財政上のメリットはなく農産物を多く生産、販売することが目的でありました。

今、「De・愛」では午前には生産者が農産物を出荷し午後売れ残った野菜を引き取っており、午後には農産物がなくなるシステムになっています。これを改めて、農産物の生産を増やせるよう生産者の手数料を下げるなど利益を増し、出荷した野菜は町が引き取り野菜レストラン等で活用することを考えています。そのためにも株式会社化することも計画しています。

**問** 本年3月末が指定管理者制度の期限切れとなるが、最終的な株式会社を設立するのは、いつ頃の時期を見込んでいるのかお尋ねします。

**答** 小田町長 野菜レストランを12月頃までには完成させたいと考えており、その前までに株式会社を設立する必要があり、役員や出資金の問題等諸準備が多くあるが、少なくとも11月末までにはと考えています。

**問** 町直営化そして株式会社化となると現在の従業員の処遇、採用試験などどのような対処方針なのかをお尋ねします。

**答** 小田町長 従業員は現在の従業員も含めて募集し、すでに3月7日に面接を行いました。現在勤めている人を優先的に採用することとしており、その旨説明してきています。

**Q** 本件は議会基本条例の議決事項に該当するのでは

**A** 期限切れであり、計画の変更ではない

**問** 川崎町議会ではご承知のとおり「議会基本条例」を制定しておりまして、私は議会改革特別委員長として直接その策定に携って来ました。

この基本条例第15条では議決事項の追加項目として定めているものであります。従って、この「De・愛」の経営方針の変更は、15条2号に定める「農林水産業、観光、商工業その他の産業振興に関する計画」に該当するのではないか、と質問しているものです。

**答** 小田町長 これは「De・愛」の指定管理者制度の期限切れに伴い本来の町直営に戻すということであり、計画の変更とは考えていません。

**問** 私はこの方針に反対の立場で質問しているのではなく、将来株式会社化するというのは、議会基本条例15条には少なくとも該当するのではないかと考え、だとすれば議決事項として提案されるべきではないかとお尋ねしているわけです。基本認識の違いがあるように思いますので、この場で議論するのは取り止め、今後また議会とも含めて論議することとします。



▲直営となったDe・愛



樋口秀隆 議員

**Q** 住民への説明会「反対意見を出すようなら開かない」と伝えたのか

**A** 賛成とか反対とかを聞く場所ではないと指示をした

**問** 要請地域への説明会で、事前に「反対意見を出すようなら開かない」と伝えられたと聞きましたがこれは町長の指示ですか。田川市では「白鳥工業団地」で反対表明の関係団体と何度も協議をしています。そういうことの積み重ねが信頼につながるのではないのでしょうか。

隣接の下真崎が説明の要請をしたのに反対の意見を聞く場所ではないと決め付けるのは問題だと思う、町民の反対の意見はどこで聞くのですか。

**答** 小田町長 説明を求められた場合、説明はします。ただ、「それぞれの賛成か反対かを聞く場所ではないよ」と職員に指示をしました。基本的に、一般廃棄物には同意は要りません。上真崎でも同意は要件ではないが、地元の同意が必要であるとしました。

**Q** 地元への説明資料に「事業系ごみは搬入させない」とあるがそれは出来ないはず

**A** 外部から越境して入ってくる事業系ごみを搬入させないと言う意味だ

**問** 地元説明会資料の7番目に「事業系ごみは搬入させない」と上げていますが、本文の中に説明がありません。事業系ごみは一般廃棄物焼却場で処理するということになっており、それをやらないと町内の多くの業者が困ることになり、整合性がないのではありませんか。

**答** 小田町長 地域から越境して

入ってくるゴミ、黒い車の業者が持ってきているものを入れないということです。

**Q** 上真崎区に毎年300万円交付するということは事実か

**A** まだ、要望の段階、具体的にはまだ決めていない

**問** 関係する地域として上真崎区に何かの名目で300万円というお金が交付されると聞いた、事実関係を説明して欲しい。

**答** 小田町長 上真崎からは色々な要望が出ている、迷惑施設であるので真摯に伝えていきたい。まだ具体的に全部を決めたわけではないので協議を整えていきたい。

**Q** 安真木米への風評被害対策や配慮は説明したのか

**A** 風評被害は無いと考えている

**問** 安真木の米はとても評判が良く高い評価がある。直接販売した方が高く売れるとのこと、大いに家計の足しになっていると聞きます。風評被害が心配されるが説明会の折に対策などは説明しましたか。またメリットのみの説明でリスクに対する説明が不十分ではなかったのですか。

**答** 沖総務課付課長 焼却施設は国の基準にもとづいており、心の問題である風評被害は無いと考えています。いたずらに風評被害を持ち込むようなことについては答えられないとして、そのような説明はしていません。リスクに関する考えは個人差があると思います。より安全な施設を作っていくことで十分であり、それ以上のリスク管理はする必要はないと考えています。

**Q** 風呂、公園など住民向けサービス施設や、リサイクル施設などの用地が無いが

**A** 真剣に取り組み実行していく

**問** 「循環型社会形成推進計画」に則り熱源利用施設を作るようになっており、住民向けサービス施設として風呂などの計画がある。また、リサイクル施設の設置も必須条件だが、いまだに用地が確定

されておらず実情とあっていません。

**答** 小田町長 今上真崎と協議をしながら出来る事について真剣に取り組む、それらが出揃えば議会にも相談し実行して行きたい。

**Q** 川崎単独で造れば7億円以上の無駄が出る、あと数ヶ月がなぜ待てない

**A** 田川市は進んでいないと思う、もう待てないと判断した

**問** 町長は田川市と合同(約7万人)とするより川崎単独の2万人で1個作ったほうが安く付くと説明したが試算なども示すことなく納得できません。私の試算では、川崎負担分で7億円以上の増になると思ひ、とても看過できません。田川市はかなりのスピードで計画が進んでおり、目の前にある可能性に対してあと数ヶ月がなぜ待てないのですか。

**答** 小田町長 田川市は切羽詰まってやっと議会の押し切りで白鳥工業団地案が決まったが、まだ全然進んでいません。もう川崎で早く進めるしかないということです。

**反問** 町長より樋口議員に反問がありました。

**Q** 議員歳費を差し押さえられているが議員活動は出来ているのか

**A** 家族や多くの人に支えられて支障なく活動は出来ている

**問(町長)** 議員の歳費は議員活動のためにある。歳費を差し押さえられて活動が出来ているのですか。

町民の模範になるべく議員活動をするのが基本ではないですか。

**答** 樋口議員 大きな事情があったということで昨年末の数ヶ月差し押さえられたが、それ以上の説明は個人的なことであるので控えさせていただきます。家族や多くの方々に支えられて議員活動に必要な費用などは出来ました。議員活動に支障をきたしたことはありません。



櫻井英夫 議員

Q 町総合計画策定に住民の声を

A 25年度中に民間を入れた策定委員会を作る

【問】 今回の一般質問で40回目となりますが、一貫して計画と財政についてたずねてきました。平成26年度で現在の総合計画が満了します。町長は延長して計画を作ると言いながらも、スケジュールも何も示していません。住民の声を反映させる観点から、策定委員会を作り作業を進めるべきではありませんか。工程はどうなっていますか。

【答】小田町長 自治法上では自治体の基本構想策定の義務付けは撤廃されましたが、第5次基本計画(総合計画)は必要であり、策定したいと思っています。

策定までの工程については検討中です。平成32年度まで過疎計画があるので、それと統合してやるか、別々にやるか判断していきたいと思っています。

【問】 以前の質問に対する答えから、何も進んでいません。総合計画は26年度で満了するので25年度中に作業を進めなければなりません。過疎計画、定住計画、辺地計画らは総合計画の下に作られるものです。まずは大もとを作っておかないと。

事務スケジュールはどうなりますか。

【答】谷口企画情報課長 課の中で検討中であり、公表できる段階に

ありません。

【答】小田町長 25年度中に民間を入れた策定委員会を作って、26年の早い時期に議会に報告するようにしたい。

Q 焼却場は田川市と共同建設を

A 共同建設をもちかけることはない

【問】 焼却場建設は、清掃施設組合の責務と考えていましたが、バラバラにしてしまいました。財政の事を考えると元の共同建設に話を戻すべきです。

【答】小田町長 田川市の迷走につきあってはられません。今更、本町からも、田川市からも共同建設を持ちかけることはありません。

【問】 単独建設の根拠の一つ、「運営経費が安くつく件」、単独運営と共同運営の場合のランニングコストの比較ができる数値を示して頂きたい。

【答】小田町長 地域計画を出しますので、川崎町の方は分かりませんが、今この場に資料を持ってないので後日提出します。

【答】沖総務課付課長 試算をまだしておりません。例えば、職員を公務員から委託業者にすればコストは下げられると思います。



Q なぜ唐突に上真崎に建てるのか

A 当初、上真崎から趣意書がため

【問】 焼却場建設候補地が、なぜ、よりによって上真崎の田んぼの真ん中になったのですか、分かりにくい。例えば、平成19年に東田原区から執行部と議会に焼却場誘致に関する文書が出されてい

ます。見送られましたが、大変分かりやすい。今回の上真崎に至る詳しい説明を求めます。

【答】沖総務課付課長 私が施設組合で担当していた当時、東田原と上真崎(大ヶ原地内)から施設受け入れの趣意書が出ています。東田原地区は、田川伊加利との兼ね合いで協議に乗らず、上真崎が残りました。上真崎区が受け入れの協議に応じてくれて候補地が絞られていきました。最初から真崎モータースの横が候補地だった訳ではありません。

Q 組合立の中学校構想とは

A まだ、準備の段階です

【問】 「組合立の中学校を新たに作る」との報道がありますが、全く知りませんでした。一体どうなっているのですか。

【答】小田町長 去る1月25日、8市町村の首長会議を開催しました。後は事務方で進めています。開講2016年とか初めて開きました。詳細は承知していません。

【答】土井教務課長 あくまで仮定ではありますけど、2016(平成28)年に開校するには、どのような段階でどのような準備等が必要となるのかという概要を、総務課・教務課の担当課長で検討している段階です。

Q 郷土愛の育成に副読本の活用を

A 今後の課題として検討

【問】 副読本を作って郷土愛豊かな子供たちを育ててゆこうと言う提案です。いかがですか、

【答】松本教育長 副読本の有効性は認識しています。資料収集、執筆、編集体制作り是相当の準備がいりますので、今後の課題として検討します。



千住幹雄 議員

Q 有害鳥獣捕獲一頭につき、助成金を

A 全体的な施策として、考えたい

【問】 イノシシ、シカ等による農作物の被害は年々増えており、最近では農家の庭先や幹線道路にも

あらわれ、いつ住民が襲われてもおかしくない状況であります。

金網等設置がされていますが、イノシシ、シカ等の頭数は減らないわけでありますので、有害鳥獣捕獲一頭につき、助成金を出してもらえないかおたずねいたします。

【答】小田町長 現在川崎町では箱罟や、金網の設置それから猟友会に駆除のお願いをしております。

ただ、猟友会の高齢化、銃の新たな許可が出ない、又捕獲しても自分達が食べるだけで、あまり効果がない。

もっと猟友会に捕獲してもらって、その分については、加工しながら物産館等で販売すれば、少しは減るのだと思います。

助成金を出すことも1つではありますが、全体的な施策として、検討していきたいと思っています。



であります。なかには、面接のとき『小さなお子さんが居られるから』といって就職を断られるケースもあります。そこで、町長にお聞きします。

病気の回復期にある児童を家庭での育児が困難なあいだ一時的に預かる専門の施設が必要と思えますが町長の考えをお聞かせ下さい。また、田川市がこのような専門の施設を今年度計画し、開設予定と聞いていますが、本町も単独での施設運営が無理なら、この事業に参加しては、いかがでしょうか？

【答】小田町長 選挙広報、公約のなかで病児・病後児保育については、必要であると、こういう表現をしています。

実は、昨年郡の町村会で自ら呼びかけをしました。「郡全体で一緒にやろうじゃないか」という提案をしましたが、それぞれの市町村で対象者が極めて少ないということで、他の市町村は関心がないようでありました。

以前、ある方が町有地を求めて、そこでやりたいという話もありましたが、採算が合わないということで断念したようです。

町も保育所や、町立病院で行ったらいなど模索しましたが、制約があり極めて難しい問題です。

ただ、そういうお子さん達がいるため、お父さん、お母さんが働きにいけない現実があるので、当然何らかの措置は行わなければならないと思っています。

田川市の方で、そういう計画があり呼びかけがあるなら、会って話を聞きますし、それに参加すべきだと思っています。





北代 俊雄 議員

**Q** 安宅の彼岸花、木城の藤の花に財政支援を

**A** できるだけ支援をしていきたい

**【問】** 川崎町には国指定文化財に名勝庭園「藤江氏魚楽園」、県指定文化財に東川崎光蓮寺の輪蔵附経蔵、同じく天然記念物の菩提樹、同じく中田原正八幡神社の杖楽、川崎町指定文化財に史跡戸山原古墳1号墳、同じく中田原の荒巻家文書、同じく天然記念物の黒木のケンボナシの7件の文化財があります。

文化財は長い歴史の中で生まれ育まれ、今日まで守りつがれて来た貴重な文化の財産で、これらの文化財を未来へ守り伝え伝統文化

を発展させていくのは、現存の私たちの使命であります。この文化財はどのように管理され、又新たに指定する文化財は文化財専門委員会でどのように協議されているのですか。

そこで川崎町の文化財の名勝地として安宅の彼岸花、内木城の藤の花を町の文化財として文化財専門委員会に諮問したと思います。教育長いかがですか。

**【答】**松本教育長 管理については基本的には川崎町文化財保護条例に基づき所有者や管理団体が教育委員会の指導で行っています。新たな指定については条例、規則に基づき文化財の所有者の同意のもと申請があった後、文化財専門委員会の答申に基づき教育委員会が指定することと規定されています。

**【問】** 川崎町の指定文化財に指定されたら、この維持管理について川崎町文化財保護条例第10条第1項に予算の範囲内で補助金交付することが出来ると規定されているので条例の施行をお願いします。

そこで町長にお願いですが、町に指定されていない場合、安宅の彼岸花の祭りの前には、棚田の土地の草刈り、安宅の里らしく風情のあるトイレを作っています。このトイレの汲取り、草刈りに係る費用、また木城の藤の花はクレーン車を借りて管理をしています。若し指定されない場合、財政支援をお願いいたしますが町長いかがですか。

**【答】**小田町長 文化財に指定されない場合にはどうかということについて、なかなかお答えがしにくいんですが、できるだけ支援をしていきたいと思っています。



▲木城の藤の花

## 追跡レポート

あの質問はどうなったの？

### 愛光園老人ホームの建て替え計画と今後の方向性について

現在の施設は昭和55年に建設され、30年以上経過しています。雨漏り等で施設は老朽化しています。建て替え計画と今後の方向性は。

(千住議員：平成23年第6回定例会3月会議で質問)

愛光園は、すでに32年が経過し、老朽化が著しく劣悪な環境にあります。財政上すぐに建て替えということはできませんが、十分検討していきます。まずは屋根の雨漏りの補修、玄関、風呂場等の段差の解消、1人部屋への改善等、できることから取り組んでいます。



▲屋根の補修が終わった愛光園

## 平成24年度 議員会議出席表

	本会議	常任委員会			議運	視察応対	特別委員会							全員協議会	議長公務	出席数	欠席数	欠席の内訳		会議数		
		総務	民生	建産			議会だより	ごみ処理施設	H24決算	H25予算	6月補正	9月補正	12月補正					3月補正	届出欠		病欠	
小松 孝一	20			20	15	9	17	4	1	1				1		13		101	3	3		104
谷口 武雄	20	18				2			1	1					1	14		57	0			57
有田 浩二	20			22	13	7	16	4	1	1	1	1	1	1	1	14		102	3	3		105
西山 賢俊	20	18			14	2				1		1				13		69	2	2		71
千葉加代子	20		20			2				1	1	1		1		12		58	3	3		61
樋口 秀隆	20	17			12	3	15			1	1	1	1	1	1	13		85	7	7		92
千住 幹雄	20	17				1	16	4	1	1				1		14		75	2	2		77
大谷 春清	20			22	15	5			1	1	1				1	14		80	0			80
櫻井 英夫	19			21		1				1		1			1	13		57	3	1	2	60
伊藤 英明	19		17		15	9	16	4	1	1		1	1		12		96	8	8		104	
掛橋 要一	20		18		14	6	16	4		1	1	1			1	14		96	5	5		101
繁永 英樹	19		20		13	5				1	1	1			1	11		72	7	7		79
北代 俊雄	20	18			15	5			1	1	1					13		74	1	1		75
瓜野かをり	20		21			3			1	1				1	1	14		62	0			62
中村 内廣	19	18				1		3		1	1	1	1	1	1	14		60	2	2		62
奈木野康徳	20			22	2	4				1	1	1	1	1		14		66	0			66
見月 勤	20	7	2	2	13	9	2	3	1	1	1	1	1	1	1	13	103	180	1	1		181
出席	336	113	98	109	141	74	98	26	10	17	10	10	10	10	225		1390	47	45	2	1437	
欠席	4	2	9	3	9		6	1	0	0	0	0	0	0	13							

## 一部事務組合並びに広域連合議会報告

### ●田川地区消防組合議会

平成24年7月23日臨時会において、水槽付消防ポンプ車及び高規格救急車の購入契約、火災予防条例の一部改正、情報公開条例の制定、個人情報保護条例の制定の5議案が提出され、賛成多数で可決されました。

平成24年11月29日定例会において、平成23年度決算認定、田川郡町村公平委員会への加入、24年度補正予算が賛成多数で可決されました。

平成25年2月26日定例会において、第2号副管理者の犬丸氏の再任、条例改正、平成25年度予算が提出され、賛成多数で可決されました。

### ●田川地区斎場組合議会

平成24年8月8日定例会において、平成23年度決算認定、補正予算が可決されました。

平成25年2月15日定例会において、平成24年度補正予算、平成25年度予算として、総額1億3,627万9千円が提案され、可決されました。

### ●田川地区清掃施設組合議会

4市町での新ごみ処理施設建設の断念を受け、糸田町、福智町が平成24年度末で、田川地区清掃施設組合を脱退し、3月31日をもって組合脱退の許可を福岡県知事より受けました。

田川市川崎町清掃センターの大規模改修工事は、平成23年度から24年度で行い、計画どおり24年度末での工事完了が見込まれています。今後7年間の整備計画に沿った点検、整備、補修を実施することで、

プラントメーカーによる公害防止基準より厳しい性能保証がなされることとなっています。

### ●田川地区水道企業団議会

伊良原ダム本体工事がいよいよ着工  
ダム完成予定を平成29年度末とし、水没地域の集団移転や付替国道整備の事業推挙率が事業費ベースで50%を上回っています。

新年度では、ダムの本体工事に着手する計画が組まれています。

### ●福岡県介護保険広域連合議会

平成25年1月28日定例会において、提出案件は8件で、主な内容は、一般会計補正予算は、総額から1,039万8千円を減額し、8億9,259万4千円とするものです。特別会計の補正予算は、総額4億4,382万9千円を追加し、609億2,173万円とするものです。

平成25年度の一般会計予算は、総額9億1,980万6千円、特別会計予算は、総額625億7,074万9千円とするものです。

以上すべて可決されました。

### ●福岡県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年1月31日定例会において、福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例改正等3件、平成24年度補正予算、平成25年度予算が審議され、すべて可決となりました。

# もっと知りたい 委員会レポート



## 委員会の活動状況を 報告します

### 総務常任委員会

#### メガソーラーと分譲団地を調査

- 1月24日町有財産の状況について調査をしました。
- 東田原団地のメガソーラー設置個所と町内の宅地分譲地、真崎のうぐいす台、東川崎のひばりが丘、池尻三ヶ瀬の乙女ヶ丘の3か所の現地調査を行いました。
  - 東田原団地のメガソーラー設置個所の土地賃貸借については、約4万㎡の面積を1㎡あたり年額200円で賃貸し、平成44年6月までの20年間の賃貸借



▲メガソーラー（東田原団地）

- 契約をし、ここで発生する電力は約350世帯分を賄うことができるということでした。土地の用途変更手続きも終り、この施設に対する固定資産税は、平成26年度から課税する予定です。
- 真崎のうぐいす台の分譲の現状は、17区画のうち11区画が売却され、現在6区画が残っています。
  - 東川崎のひばりが丘は34区画のうち13区画が売却され、現在21区画が残っています。
  - 池尻三ヶ瀬の乙女ヶ丘は、17区画のうち2区画が売却されているだけでした。

#### 5年間の財政見通しを調査

2月7日財政状況調査について調査をしました。平成23年度決算を受けて、平成24年度から平成30年度までの中期（5年間）財政の見通しについて、調査をしました。執行部の説明では、町営住宅の建て替え事業、新ごみ焼却施設等の建設、田川地区消防組合の通信施設デジタル化に伴う負担金の増等、多額の財政支出を見込んだものですが、今後の事業の進展に伴い、事業費が確定しだい財政見通しをその都度していくとの説明でした。

### 民生文教常任委員会

#### 真崎小学校体育館、愛光園を調査



▲完成間近の真崎小学校体育館（2月6日撮影）

2月6日に真崎小学校体育館の工事進捗状況、愛光園の前の視察で改善要望をしていた箇所の改善状況を現地調査しました。まず真崎小学校体育館の調査では、順調に工事は進んでおり、2月末には完了予定であるとのことで、学校の卒業式の練習や本番にもきちんと間に合うということで安心しました。次に愛光園の調査では、昨年4月の調査において、屋根の雨漏りや2人1部屋で狭く、全体的に部屋は余っているので、プライバシーの確保のためにも1人部屋への改善、また施設全体としては老朽化が著しく、もはや改修では間に合わない実情もあるため、建て替えが望ましいという要望を出していました。今回の現地調査では、できる限りの改善が行われており、関係者の努力が目に見えました。施設建て

替えについては、財政状況を見ながら検討中であるとの回答をいただき、再度早期実現を要望いたしました。

#### 障がい児童の受け入れ状況の調査

2月13日に4月に入学する障がい児童の受け入れや対応の状況を知るため、川崎東小学校を視察しました。校長、教務主任、教育長、教務課長、そして民生文教委員で意見交換や質疑を行いました。町長の方針、学校側の要望、委員会の求めていることはちがいのですが、率直に成果面での温度差を感じま

### 建設産業常任委員会

#### De.愛は野菜レストラン等も含め 株式会社に運営を委託

農産物直売所の調査では、今年の3月末に農産物直売所及び農産物加工所の指定管理者との管理委託契約が終了することから、両施設の4月以降の運営方式について、執行部で検討した結果の報告がありました。町としては、今年の12月頃に野菜レストランが開業するのに合わせて株式会社を設立し、3つの施設の運営管理を委託したいとのことであり、4月から株式会社が設立されるまでの間は、町の直営で運営をしながら株式会社設立に向けた準備を進めていきたいとの報告がありました。

#### 町内の踏切の現状を調査

町道に接する12箇所の踏切について現地写真と地図を基に説明を受けました。委員会からの要望として、豊前の岩鼻踏切が前後の道路幅に対し踏切が狭く危険性であり、拡幅していただきたいということ、踏切前の一時停止の線が消えかかっているところ

した。予算の都合や外郭扱いの管理体制などの壁がありますが、行政の支援が行き届くように、随時現場に向いて実情の把握をしていくことを確認しました。その他としては、12月20日に同和保育所建て替えに伴う大峰ふれあいセンターの仮園舎整備工事、1月9日に丸山教育集会所改修工事、県道田川桑野線配水管布設替工事、1月30日に川崎東小学校車いす用階段昇降機設置工事について4点の工事説明を受けました。

ろがあるので白線を引いていただくようお願いしました。



▲幅員の狭い岩鼻踏切

#### 川崎町の農林業振興政策を調査

農林商工課が作成した資料により、現在の農林業の現状と課題、そして今後目指すべき政策目標について説明していただきましたが、提出された資料だけでは川崎町の農林業の現状や具体的な事業内容が把握できないため、詳細な資料を再度用意してもらい引き続き調査を行うことにしました。

### ごみ処理施設に関する調査特別委員会

2月20日委員会を開催し、これまでの経過について改めて執行部より説明を受けました。用地取得については、焼却場の面積は、21,904㎡を6名の方を対象に、1㎡当たり3,000円で交渉を行い、既に同意済みです。

最終処分場については、21,150㎡で、一部共有名義の土地がありますが、4名の方を対象に1㎡当たり平地が3,000円、山地が1,500円で交渉を行い、これも同意を得ているとのことです。

傍聴席

今月は、川崎大峰郵便局、森坪和久氏より投稿いただきましたので紹介します。



森坪 和久氏

地方分権化の機運が高まり、全国的に市町村議会の改革が進められている中、いち早く川崎町は「議会基本条例」を制定し、通年議会が開催されていたので、是非1度は傍聴したいと思っておりますが、今回初めて3月議会一般質問を傍聴する機会を得ましたので、

感想を投稿させていただきます。

まず、傍聴席に入室して驚いたことは傍聴者の多さでした。思っていた以上の町民の議会に対する関心の高さにびっくりしました。今回の議会では8名の議員による一般質問がありましたが、特に私

が関心を持ったのは、「焼却施設建設」の問題です。「ごみ」、私たちの生活で不用になつたものをどのように適正に処理するか、さらにそれをどのように再利用するのかが古くて新しい問題であると言われます。ごみ処理の目的は公衆衛生の確保だけでなく、環境保全、資源・エネルギーの節約へと広がる重要な問題です。町民の理解と協力を得ながら、実現に向けて更に議論を尽くして

いただきたいと思います。次に「病後児保育」については、本当に考えさせられる問題でした。確かに家庭の事情で育児が困難な間は、病気の回復期にある児童の専門施設が必要であると思います。できるだけ早期に実現できるように取組んでいただきたいと思います。

そのほか「焼却施設建設」・「病後児保育」問題以外にも、「組合立中学校」など重要な問題が取り上げられ、正直自分自身の町政に対する関心の低さを感じざるを得ませんでした。今後は積極的に議事を傍聴して問題意識を高め、より良い川崎町の未来を築くために一町民としてできる限りの協力をして行きたいと思えます。

貴重なご意見をありがとうございました。今後とも川崎町議会にご協力お願いいたします。

議会日誌

1月

- 21日 議会運営委員会
- 9日 総務委員会
- 9日 民生文教委員会
- 10日 建設産業委員会
- 24日 総務委員会
- 30日 民生文教委員会
- 特別委員会
- 10日 議会だより編集委員会
- 21日 議会だより編集委員会
- 23日 研修視察来町・議員研修等
- 24日 福岡県町村議会議員研修会
- 24日 徳島県勝浦町議会研修視察来町
- 25日 熊本県八代郡生活環境クリーンセンター視察
- 29日 福岡県町村議会広報研修会

2月

- 12日 第8回定例会
- 5日・12日 全員協議会
- 5日 議会運営委員会
- 常任委員会
- 1日 建設産業委員会
- 6日 民生文教委員会
- 7日 総務委員会
- 12日 建設産業委員会
- 13日 民生文教委員会
- 22日 総務委員会
- 特別委員会
- 20日 ごみ処理施設に関する調査委員会
- 研修視察来町・議員研修等
- 7日 福岡県大木町議会研修視察来町

3月

- 第9回定例会
- 5日 本会議
- 6日 委員会・特別委員会
- 7日 議会運営委員会
- 8日 本会議
- 12日 補正予算特別委員会
- 13日 予算特別委員会
- 14日 本会議（一般質問）
- 15日 委員会
- 18日 本会議
- 18日 全員協議会
- 特別委員会
- 8日 議会だより編集委員会
- 26日 議会だより編集委員会
- 26日 研修視察来町・議員研修等
- 26日 議員研修会

編集後記

東日本大震災から2年が経過しても被災地は、復興途上にあります。仮設住宅で暮らす人も30万人を超えます。これからも厳しい日が続くと思うと、心が痛みます。川崎町でもいつ「避けようのない天災」にみまわれるかもしれませんので、日頃から防災意識の心がけ「備えあれば憂いなし」が一番ですね。「議会だより」も町民の皆さんに読んでいただくため、委員会で編集を行って、見やすく、わかりやすく、読みやすいことを心がけて記事にしています。

- 議長 見月 勸
- 委員 小松 孝一
- 副委員長 有田 浩二
- 委員 樋口 秀隆
- 委員 千住 幹雄
- 委員 伊藤 英明
- 委員 掛橋 要一

（表紙題字：有田 浩二書）